多働海域コミュニティ WELAGO 会員規約

この会員規約（以下「本規約」といいます）は、株式会社フロンティアコンサルティング及び株式会社 TIAM（以下両社を総称して「コミュニティオーナー」といいます）が運営する『多働海域コミュニティ WELAGO（ウェラゴ）』の会員として必要な事項などについて定めたものです。

第１章　総則

第１条（用語の定義）

本規約において使用する以下の用語の定義は、各々以下に定めるとおりとします。

① 「コミュニティ」とは、コミュニティオーナーが運営する『多働海域コミュニティ WELAGO』をいいます。

② 「コミュニティマネージャー」とは、コミュニティオーナーを代表し、コミュニティの運営管理を行う担当者をいいます。

③ 「コミュニティ会員」とは、本規約の定めに基づきコミュニティに入会した者をいいます。

④ 「コミュニティメンバーシップ」とは、コミュニティ会員のサービス内容、その利用範囲及び会費を定めたプランをいいます。なお、具体的内容は別途定めるものとします。

⑤ 「本施設」とは、株式会社フロンティアコンサルティングが運営するコワーキングスペース『Izu-Oshima Co-Working Lab WELAGO（ウェラゴ）』（東京都大島町元町下高洞 669-2）及び同社の東京本社である『OTEMACHI KORTO（コルト）』（東京都千代田区大手町 1-6-1 大手町ビル１階）をいいます。

⑥ 「オンラインサロン」とは、コミュニティが運営する『オンラインサロン WELAGO』（https://app.tailorworks.com/community/welago）をいいます。

⑦ 「ウェブサイト」とは、コミュニティの情報を公開しているインターネットサイトをいいます。
（URL https://tokyo-welago.com/ ）

第２条（目的）

コミュニティは「都市と地方の共存社会を、多様な働き方から描く。」ことを活動の目的とし、以下の社会的アクションを自ら実行するとともに、促進していきます。

① 都市と地方の本質を見つめ、共存社会に必要な活動を考えること。

② 思考をもとに、都市と地方で活動のうねりを起こすこと。

③ 思考と活動の連続から、都市と地方の共存へ、新たな働き方を生み出すこと。

第２章　コミュニティ会員

第３条（コミュニティ会員）

コミュニティは会員制とし、コミュニティメンバーシップに応じて、コミュニティの活動・イベントへの参加、オンラインサロンの利用などをすることができます。

第４条（入会資格）

コミュニティへの入会資格は、次の各号の項目を全て満たす者とします。

① コミュニティマネージャーもしくはコミュニティ会員からの入会招待をうけ、かつ、コミュニティが入会に相応しいと判断した者。または、コミュニティが別途定める応援金をコミュニティに支払った者。

② コミュニティの目的を理解し、本規約、本規約に関連する諸規則、その他コミュニティが定める規定を遵守できる者。

③ 反社会的勢力（暴力団、暴力団関係企業、総会屋もしくはこれらに準ずる者またはその構成員をいいます）に該当しない者、または反社会的勢力と密接な交友・交際関係にない者。

第５条（入会手続）

1. コミュニティに入会を希望する者（以下「入会希望者」といいます）は、所定の方法により、コミュニティメンバーシップのプランの選択と必要事項を入力して、入会申込みを行うものとします。
2. 前項の入会申込みにより、入会希望者は本規約に同意したものとみなします。
3. 代理人による入会申込み、または所定の方法以外による入会申込みは受け付けません。
4. 入会に際しては、コミュニティにて入会審査を行い、その結果を入会希望者に通知します。なお、入会審査の通過可否の理由については、入会希望者に対し一切開示しません。

第６条（会費・諸費用）

1. コミュニティ会員が負担する会費及び諸費用（コミュニティでの活動に伴って生じる会費以外の費用負担項目をいいます）並びにその支払い方法は 別途の定めによるものとします。
2. 支払われた会費及び諸費用は、法令の定めによる場合またはコミュニティオーナーが認める場合を除き、返還しません。

第７条（会員資格の譲渡・貸与の禁止）

コミュニティ会員は、如何なる場合も、その会員資格を第三者に譲渡・貸与または担保に供することはできません。

第８条（登録内容の変更）

1. コミュニティ会員は、登録した内容に変更があった場合、直ちに変更手続きを行わなくてはなりません。
2. コミュニティ会員が前項の変更を怠ったことにより、自身に損害が発生しても、コミュニティはその損害を賠償する責任を負いません。

第９条（退会）

1. 退会を希望するコミュニティ会員は、退会希望月の 15 日までに所定の手続きを行うことにより、退会希望月の末日で退会することができます。
2. 退会に伴う支払済みの会費・諸費用等の返還は、一切行いません。
3. 代理人による退会手続きまたは所定の方法以外による退会申込みは、受け付けません。

第 10 条（会員登録の抹消等）

１．コミュニティは、コミュニティ会員が次の各号のいずれかの事由に該当し、コミュニティからの要請にかかわらず改善が見られないときは、当該会員の登録を抹消する等の必要な措置をすることができます。
　① 第３章に定める遵守事項・禁止事項に反したとき。
　② コミュニティの名誉、信用を毀損し、またはコミュニティの秩序を乱したとき。
　③ 会費及び諸費用の支払いが滞ったとき。
　④ 他のコミュニティ会員または第三者に対する迷惑行為等、コミュニティの運営に支障を与える行為をしたとき。
　⑤ その他、本規約もしくは関連する諸規則に違反したとき、またはコミュニティの利用が不適切とコミュニティが判断したとき。

２．コミュニティは、コミュニティ会員が次の各号のいずれかの事由に該当したときは、直ちに当該会員の登録を抹消します。
　① 入会に際して虚偽の申告をしたことが判明したとき。
　② 反社会的勢力に該当することが判明したとき、または該当すると合理的に判断されるとき。
　③ 反社会的勢力と密接な交友・交際関係することが判明したとき、または該当すると合理的に判断されるとき。

３．コミュニティ会員が死亡した場合には、会員資格は自動的に喪失します。

４．本条に伴う会員登録の抹消・喪失のために当該コミュニティ会員に損害が生じた場合、コミュニティはその損害を賠償する責を負いません。

第３章　遵守事項・禁止事項

第 11 条（遵守事項）

1. コミュニティ会員は、本規約、関連する諸規則、その他コミュニティが定める事項を遵守しなければなりません。
2. コミュニティ会員は、他のコミュニティ会員と協調性を持って行動し、他のコミュニティ会員の迷惑や不快と感じる行為を行ってはなりません。
3. コミュニティの活動において本施設を使用する場合は、本施設並びに施設内の設備及び機器の利用に

ついては、本施設の利用規約や運営者が定めるマニュアル等の記載を遵守してください。

第 12 条（禁止事項）

コミュニティ会員は、コミュニティでの活動において、以下の行為を行うことを禁止します。

① 法令に違反する行為、犯罪に関連する行為、またはこれらを助長する行為

② コミュニティオーナー、コミュニティマネージャー、コミュニティオーナーに所属する役職員、他のコミュニティ会員またはその他の第三者（以下本条において「コミュニティオーナー等」といいます）に対する詐欺または脅迫行為

③ 公序良俗に反する行為

④ コミュニティオーナー等の知的財産権、肖像権、プライバシーの権利、その他の権利または利益を侵害する行為

⑤ コミュニティオーナー等を誹謗中傷する行為、または名誉、信用を毀損する行為

⑥ 第三者に成りすます行為

⑦ コミュニティオーナー等の事前の許諾なく、コミュニティオーナー等の情報（個人情報を含む）を利用する行為

⑧ コミュニティマネージャーが事前に許諾しないコミュニティ上での宣伝、広告、勧誘、または営業行為

⑨ 特定の政治的または宗教的主張を含む情報を発信する行為

⑩ コミュニティオーナー等に不利益、損害、不快感を与える行為

⑪ 面識のない異性との出会いを目的とした行為

⑫ 前各号の行為を直接または間接に惹起し、または容易にする行為

⑬ その他、本規約もしくは関連する諸規則に反する行為、またはコミュニティの運営を妨害するおそれあるとコミュニティオーナーが判断する行為

第４章　その他

第 13 条（本規約等の改定・変更）

1. コミュニティの名称は、予告なく変更となる場合があります。
2. コミュニティは、運営上必要と判断した場合または経済情勢等の変動に応じて、コミュニティメンバーシップの改廃もしくは諸費用の金額を変更することができるものとします。ウェブサイトにおいて告知します。
3. コミュニティオーナーは、本規約及びこれに付随する細則等を改定できるものとし、その効力は全ての会員に及ぶものとします。
4. 前 3 項の変更を行う場合は、一定の周知期間を設けるものとし、当該期間中、ウェブサイト等において変更事項を掲示します。
5. 第 1 項から第 3 項までの変更は、周知期間の経過により有効となるものとします。

第 14 条（免責事項）

1. 本規約に定めるもののほか、次に掲げる事由によりコミュニティ会員が被った損害については、コミュニティは責任を負いません。ただし、これらの損害がコミュニティの責に帰すべき事由により生じた場合は、この限りではありません。
   ① コミュニティでの活動における荷物・貴重品・電子データ等の私物の紛失・消失・盗難・破損または汚損等
   ② コミュニティでの活動における事故、怪我、疾病等
   ③ 地震、火災、風水害等の天災地変、停電、暴動または盗難、官公庁からの指導等
   ④ その他、コミュニティの責に帰さない事由による損害

第 15 条（知的財産権）

1. ウェブサイトの著作権、コミュニティに関するデザイン・構成・商品の情報を掲載する画面などの著作物の著作権を含む一切の知的財産権は、コミュニティオーナーまたはその他の権利者に帰属し、コミュニティ会員は、当該権利者の承諾なく、コミュニティを通じて入手したいかなる情報も複製、販売、出版等をすることはできません。
2. コミュニティ会員は、ウェブサイト等に掲載されたコミュニティに関する情報を利用して、コミュニティと類似または競合するいかなるサービスの提供をすることはできません。

第 16 条（損害賠償・違約金）

コミュニティ会員が、故意または過失により、コミュニティ、コミュニティオーナー、本施設の所有者、他のコミュニティ会員、またはその他の第三者に損害を与えた場合は、これによって生じた損害を賠償しなければなりません。

第 17 条（コミュニティの解散・運営体制の変更）

コミュニティを解散する場合、またはコミュニティオーナーが変更となる場合は、コミュニティオーナーはコミュニティ会員に対して、解散または変更の 30 日前までに、コミュニティ会員へのメール、ウェブサイトへの掲載等の手段により通知します。この場合、コミュニティオーナーは、解散または変更によってコミュニティ会員に生じた損害を賠償する責を負いません。

第 18 条（個人情報の取り扱い）

1. コミュニティは、コミュニティの運営に必要な範囲に限り、コミュニティ会員が提供した個人情報を利用することができます。
2. コミュニティは、コミュニティ会員が提供した個人情報については、個人情報の保護に関する法律及びその他個人情報の取扱いに関する法令（通達・国が定めるガイドラインを含む。）に従って取り扱います。
3. コミュニティの個人情報に関する取扱いの詳細は、以下のコミュニティのウェブサイトに公表する「Privacy Policy」に則ります。

https://tokyo-welago.com/privacy-policy/

以 上

2023 年 7 月 7 日 制定